（その１）

収　支　報　告　書

平成 29 年分
（平成　年　月　日開催分）

（ふりがな）　ぜいりしによる　かめおかよしたみこうえんかい

1. 政治団体の名称　税理士による亀岡よしたみ後援会

2. 主たる事務所の所在地
福島県福島市森合町１４－２９
東北税理士会 福島支部内

3. 代表者の氏名　佐藤　吉弘

4. 会計責任者の氏名　佐藤　昌彦

（事務担当者の氏名）　小倉　宏

（電話）　５３４－３９０７

（収受欄）
福島県選挙管理委員会 平成 30.5.21 収受 福選管第 号

政治団体の区分
- ☐ 政党
- ☐ 政党の支部
- ☐ 政治資金団体
- ☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
- ☑ その他の政治団体
- ☐ その他の政治団体の支部

資金管理団体の指定の有無
☐ 有　☑ 無
公職の種類
資金管理団体の届出をした者の氏名

資金管理団体の指定の期間
平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

活動区域の区分
- ☐ ２以上の都道府県の区域等
- ☑ 同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分
- ☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
- ☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名　亀岡　偉民
公職の種類　衆議院議員（現職）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

（選管使用欄）

団体番号	審査記載	入力	
5146	☑	☐	

(その2)

収　支　の　状　況

1　収支の総括表

	十億	百万	千	円
収入総額			1,440,000	
（前年からの繰越額）			1,340,000	
（本年の収入額）			100,000	
支出総額			1,117,447	
翌年への繰越額			322,553	

2　収入項目別金額の内訳

(1)　個人の負担する党費又は会費	十億	百万	千	円
金額				
員数				

| (2)　寄附 | | | |

(その7)

(7) 寄附の内訳							寄附者の区分	政治団体		
寄附者の氏名(団体にあっては、その名称)	金額 十億	百万	千	円		年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)		職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
この頁の小計										
その他の寄附			1	0	0	0	0			
合計			1	0	0	0	0			

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額 十億	億	千万	百万	千	円	備考
1 経常経費 (1) 人件費							
(2) 光熱水費							
(3) 備品・消耗品費					1	5 6 3	
(4) 事務所費							
経常経費小計					1	5 6 3	
2 政治活動費 (1) 組織活動費					5 6	8 8 4	
(2) 選挙関係費					5 3	0 0 0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費 ア 機関紙誌の発行事業費							
イ 宣伝事業費							
ウ 政治資金パーティー開催事業費							
エ その他の事業費							
小計((3)ア～エ)							
(4) 調査研究費							
(5) 寄附・交付金							
(6) その他の経費							
政治活動費小計					1 0 9	8 8 4	
合計					1 1 1	4 4 7	

(その14)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳									項目別区分 備品・消耗品費 (封筒代)			
支出の目的	金額 十億	百万	千	円					年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
この頁の小計								0				
その他の支出					1	5	6	3				
合計					1	5	6	3				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分 組織活動費 (第二回定期総会費)			
支出の目的	金額 十億 百万 千 円				年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
会場借上費			1	4000	29.8.31	ボセレクトン福島	福島市太田町 13-73	8/9実施
この頁の小計			1	4000				
その他の支出			1	3866				
合計			2	7866				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳									項目別区分 組織活動費 （出席会費）			
支出の目的	金額 十億	百万	千	円					年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
この頁の小計								0				
その他の支出				2	5	0	0	0				
合計				2	5	0	0	0				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳								項目別区分 組織活動費 (国政報告会費)			
支出の目的	金額 十億	百万	千	円				年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
この頁の小計							0				
その他の支出				4	0	1	8				
合計				4	0	1	8				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳									項目別区分 選挙関係費（推薦料）			
支出の目的	金額 億	百万	千	円					年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
公認推薦料			5	0	0	0	0		29.10.11	亀岡健民	福島市野田町3-8-3	
この頁の小計			5	0	0	0	0					
その他の支出				3	0	0	0					
合計			5	3	0	0	0					

(その17)

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

(その20)

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

1　領収書等の写し

2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 30 年 5 月 17 日

政治団体の名称　税理士による亀岡よしたみ後援会

会計責任者の氏名　佐藤昌彦　佐藤印

代表者の氏名　　印

（解散の場合のみ記載）

（備考）　1　「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。

2　解散に伴う収支報告書の場合については、代表者であった者の記名押印又は署名が必要であり、署名は必ず代表者本人が 自署すること。

政治資金監査報告書

平成３０年５月１７日

税理士による亀岡よしたみ後援会' 、
代表　佐藤　吉弘　殿

登録政治資金監査人　安部 修太郎 ㊞
登　録　番　号　第　３０２１　号
研修修了年月日　平成21年10月23日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、税理士による亀岡よしたみ後援会の平成２９年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、税理士による亀岡よしたみ後援会の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等が保存されていた。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

３　業務制限

税理士による亀岡よしたみ後援会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、税理士による亀岡よしたみ後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上